

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年十月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十月十六日

埼玉県越谷県土整備事務所長 木 崎 秀 夫

<p>越谷流山線</p>	<p>路線名</p>
<p>吉川市大字吉川字屋敷付一五四一番一地从先から 同市大字吉川字屋敷付一五一六番七地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成三十年十月十六日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>ある。</p>	<p>備考 平成三十年十月十六日 付け埼玉県越谷県土整 備事務所長告示第九号 で告示した道路予定区 域の一部の供用開始で ある。</p>